

2026年度愛知県消費生活モニター研修 効果測定

- ・名古屋、豊橋で開催された研修会に出席されなかった方は、郵送した資料精読後、必ず本測定を行ってください。本測定実施の確認をもって研修会参加とみなします。

※各会場で開催された研修会に出席された方については、効果測定の実施は任意です。

- ・正答は7月1日(水)以降県民生活課ウェブページで公開します。

点数: 100/100

1. 氏名 *

愛知太郎

2. モニター番号 *

000

✓ 正解 5/5 点数

3. 消費生活モニターの活動について、次の選択肢から**正しくないもの**を一つ選択してください。 (2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P1、7、11参照) *

- ☐ 消費生活モニターには、特別な権限はないため、相手方に対して、強制的に調査に協力させることはできない。
- ☐ 消費生活モニターの活動の内容は、主に①消費生活モニター情報の提出、②アンケートへの回答、③モニター研修会への参加である。
- ☐ モニターのしおりにある調査等対象店主宛ての文書は、県からの依頼により特別な店舗調査が必要となった場合に提示し、了解を得るためのもので、普段の消費生活モニター活動で提示する必要はない。
- ☐ モニター活動に試買費は支給されないので、活動のために実際に商品やサービス等を購入したり、利用したりする必要はない。
- ☒ 質問や苦情等、消費者が申し出ることによって解決できることであっても、直接店舗やメーカーには申し出ずに、まずは消費生活モニター情報として報告することが望ましい。

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.11参照

✓ 正解 5/5 点数

4. 消費生活モニター情報の提出について、次の選択肢のうちから正しくないものを一つ選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P 1、2、11参照) *

- ☐ 消費生活モニター情報は、期間内に2回以上提出する必要がある。
- ☐ 提出された消費生活モニター情報に対しては、個別に回答や経過報告は行われない。
- ☒ 「〇〇スーパーをひと月程観察したが、いつもしっかり表示がされていた。」という内容では消費生活モニター情報としては不足である。
フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.11参照
- ☐ 消費生活モニター情報には、ちらし、表示ラベル、パッケージ等の関係資料を同封することが望ましい。
- ☐ 食中毒、異物混入等緊急の対応が必要と思われる場合は、速やかに近くの保健所に相談・情報提供することを優先し、その後、消費生活モニター情報で報告する。

✓ 正解 5/5 点数

5. 消費生活モニターの依頼期間、謝礼及び住所変更届等について、次の選択肢のうちから**正しくないもの**を一つ選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P 8、9 参照) *

- ☐ 年に1度のアンケートによる調査に回答しなかった場合は、消費生活モニター情報を多数提出していても謝礼は減額される。
- ☒ 消費生活モニターの期間中に県外に転居する場合、「住所等変更届」を提出すれば、消費生活モニター活動を継続できる。
フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P. 8,9,16参照
- ☐ 県との連絡に要する返信用封筒が不足した場合は、県担当課へ連絡すれば提供されるので、自己負担で用意する必要はない。
- ☐ 謝礼の振込先となる口座には家族名義の口座、普通以外の口座を指定することはできない。
- ☐ 職務の遂行ができなくなった等の理由で、消費生活モニターを辞退する場合は、辞退届を提出しなければならない。

✓ 正解 5/5 点数

6. 次の選択肢のうち、**問題はないと判断される事例**を一つ選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P30、41、42及び「だれでも簡単！食品表示」参照) *

- ☒ 商品を店舗内で製造、販売している和菓子店で和菓子を購入したが、消費期限の表示がなかった。
フィードバック:「だれでも簡単！食品表示」 参照
- ☐ 「バターたっぷり使用」とのラベルがある菓子に「乳成分」といったアレルギー表示がなかった。

- ☐ 野菜売場で野菜の名称に合わせ「国産」と表示されているものの、産地の都道府県名等が記載されていなかった。
- ☐ 裏面に「原材料名」と記載の上、「ズワイガニ」と記載してあったが、実際には、ベニズワイガニのかに肉を使用していた。
- ☐ 小売りされていた菓子に原材料の小麦粉の原料原産地名が表示されていなかった。

✓ 正解 5/5 点数

7. 次の選択肢のうち、悪質商法（不当な取引）にあたらないものを一つ選んでください。（2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P4、21参照） *

- ☐ 「日用雑貨を安売りします」、「××を無料で贈呈」という宣伝に誘われて会場に行ったところ、その場の雰囲気にもまれて高額な商品を買わされた。
- ☐ 電話で「以前に御注文された商品を送ります」と言われたので承諾したところ、注文した覚えのない商品が送られてきた。
- ☐ 業者から「いらない着物を買取りに伺います。」と電話があった。処分したい着物があったので自宅に来てもらったが、業者は「貴金属や宝石はないか」と強引に話をすすめてきた。貴金属等を見せると、業者は買うと言って、一方的に代金と領収書を置いて帰った。
- ☐ 突然訪れた業者から、「無料で屋根を点検します。」と言われたので依頼した。点検後、業者が「このままだと雨漏りする。早急に修理した方が良い。」と工事の契約を急かしてきたので契約してしまったが、よく考えると高額である。
- ☒ 広告に「返品不可」と記載されていた商品を通信販売で購入したが、やはり不要であると思い直した。未開封のものであり、クーリング・オフを用いて返品しようとしたが、業者に拒否された。

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.21参照

✓ 正解 5/5 点数

8. 次の選択肢のうち、正しくないものを一つ選んでください。（2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P19、35、36、46、49参照） *

- ☐ 消費者契約法では、消費者と事業者の間に結ばれる全ての契約（労働契約を除く）が対象になる。
- ☐ 製造物責任法（PL法）では、安全に関わらない単なる品質や機能上の問題は、PL法でいうところの欠陥には当たらないとされる。
- ☒ 健康増進法では、虚偽誇大表示等について、特定の用語、文言を一律で禁止している。

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.46参照

- ☐ 食品衛生法では、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生について規定している。

- ☐ 国は、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品について、特定製品として政令で指定しており、特定製品は消費生活用製品安全法に基づき販売が制限されている。

✓ 正解 5/5 点数

9. 「消費者教育」の説明として、**誤っているもの**を選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P32参照) *

- ☐ 消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育である。
- ☒ 「消費者市民社会」とは、消費者が積極的に物やサービスを消費することで経済を活性化し、景気を良くしていこうとする社会のことである。
- ☐ 幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じた消費者教育を受けることが大切である。
- ☐ 情報社会のルールや情報モラルを理解することは、消費者教育によって身に付けたい力の1つである。
- ☐ 消費者教育は、教育機関だけではなく、家庭、地域、職域などさまざまな場で受けられることが大切である。

✓ 正解 5/5 点数

10. エシカル消費の具体例として**誤っているもの**を選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P33参照) *

- ☒ 買い物際には、プラスチックごみの削減のため、レジ袋ではなく紙袋を購入する。
フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.33参照
- ☐ 食品ロスが出ないように、必要な量だけを購入する。
- ☐ 障害がある人の自立を支援するため、障害のある人が事業所等で作った製品を購入する。
- ☐ 地域の活性化や環境負荷の軽減のため、地元で生産された農林水産物を購入する（地産地消）。
- ☐ 発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立支援のため、フェアトレード商品を購入する。

✓ 正解 5/5 点数

11. 2025年度の4月から12月に県及び市町村の消費生活センターに寄せられた相談件数を年代別に集計した時、最も相談件数が多い年代はどれでしょう。(「消費生活相談概要(2026年度)」参照) *

- ☐ 20代
- ☐ 30代

- ☐ 50代
- ☐ 60代
- ☒ 70歳以上

フィードバック:消費生活相談概要（2026年度） P.1参照

✓ 正解 5/5 点数

12. 2025年度の4月から9月に県及び市町村の消費生活センターに寄せられた相談において、特徴的な相談事例を全て選んでください。(複数回答可) (「消費生活相談概要（2026年度）」参照) *

- ☐ 「簡単に稼げるという副業サイトにだまされて多額の金銭を振り込んでしまった」などといった「副業」に関する相談が大きく増加した。
- ☒ 「光回線事業者が変わるため、新しい契約が必要だと言われ契約したが、解約したい」などといった「インターネット接続回線」に関する相談が大きく増加した。
フィードバック:消費生活相談概要（2026年度） P.2～4参照
- ☒ 「定期購入を申し込んだつもりがないのに定期購入になっていた」などといった「定期購入」に関する相談が減少したものの、依然として多く寄せられた。
フィードバック:消費生活相談概要（2026年度） P.2～4参照
- ☒ 「賃貸アパートを退去する時に高額な修繕費を請求された」などといった「賃貸アパート」に関する相談が大きく増加した。
フィードバック:消費生活相談概要（2026年度） P.2～4参照
- ☐ 「無料の占いサイトに登録したことをきっかけに、有料の占いサイトにはまり、高額な支払いをした」などといった「靈感商法」に関する相談が大きく増加した。

✓ 正解 5/5 点数

13. 事業者との契約トラブルや悪質商法による被害など、消費者トラブルで困った時、全国どこからでも最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながる「消費者ホットライン」の電話番号はどれでしょうか。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.61参照) *

- ☐ 189（いちはやく）
- ☐ 117
- ☐ 171（忘れてイナイ?）
- ☒ 188（いやや!）

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.61参照

- ☐ 118

✓ 正解 5/5 点数

14. 消費者契約法の規定について、**正しくないもの**を一つ選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P19参照) *

☐ 消費者と事業者との間には情報や交渉力の格差があることから、消費者契約法では、消費者の利益を守るため、消費者と事業者の間に結ばれる全ての契約（労働契約を除く）が対象となる。

☐ 消費者契約法の不当な勧誘とは、「都合の悪いことを教えてくれなかった（不利益事実の不告知）」や「『帰りたい』と言ったのに帰らせてもらえなかった（退去妨害）」のほか、「日常的に着物を着る機会がないと言ったのに、着物を何十着も勧められて購入した（過量販売）」といった場合も含まれる。

☐ 不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができるが、契約を取り消す権利には期間制限があるため、いつまでも取り消しができるわけではない。例えば、「販売時の説明がウソだった」場合、取り消しができる期間は、消費者がウソに気づいた時から1年、または契約締結の時から5年を経過するまでである。

☐ 「当センターでケガをされた場合、いかなる理由があっても一切賠償をいたしません」といった損害賠償責任の全部を免除する条項や、「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」といった事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項は、消費者契約法により無効となる。

☒ 消費者は、消費者契約法により守られており、契約を取り消す権利が認められている。よって、事業者に不当な勧誘があったかどうかを消費者側で立証することは全く必要なく、契約書や領収書を保管しておかなくてもよい。

フィードバック:

2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.19参照<不当な取引行為による被害に遭わないよう消費者としての自覚を持ちましょう>

✓ 正解 5/5 点数

15. 特定商取引に関する法律について、次の選択肢のうちから正しい記述のものを選んでください。(2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P22～25参照) *

☐ クーリング・オフをする場合、事業者への連絡はハガキでも電話でもよい。

☐ 突然、分電盤の点検に訪れた業者に勧められて分電盤の交換工事を行うことになった。従業員Aは、現場で口頭の契約を交わし、その場で工事を行った。

☐ 訪問販売の従業員Bは、日頃から上司に「営業は粘ってなんぼや。」と言われており、実際の訪問営業でも、お客が断っても「そうおっしゃらず、是非買ってくださいよ。」と繰り返し勧誘した。

☒ 消費者Cは、半年間のエステの契約を結び、「自宅でも使ってください。」と言われた美顔器を購入した。しかし、気が変わり法定期間内にクーリング・オフをした。するとエステ店から「美顔器代と違約金を払え。契約書にその旨記載してある。」と言われたが、支払いを拒否した。

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.24参照<④特定継続的役務提供>

☐ 訪問買取の従業員Dは、消費者からフィギュアの買取を依頼されて家に行ったが、買取の値段が付かなかったため、「何か他の物品はないか」と、貴金属やアクセサリーを売ってくれるよう依頼した。

✓ 正解 5/5 点数

16. 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）について、次の選択肢のうちから**景表法違反とならないもの**を一つ選んでください。（2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P30～31参照）
*

- ☐ レストランで外国産ロブスターをメニューに「伊勢海老」と表示して提供した。
- ☐ 「今だけ半額」と表示して商品を販売していたが、実際は販売当初からその価格で販売していた。
- ☐ インフルエンサーが事業者から依頼を受けてSNSにおいて事業者の商品を紹介し、大量のハッシュタグ（#）の中に事業者の表示であることを表示した。
- ☒ 1,000円以上の購入者が対象のくじびきで、1等が2万円の景品を提供した。
フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.30～31参照＜一般懸賞＞
- ☐ 商品を購入しない来場者に300円の景品を提供した。

✓ 正解 5/5 点数

17. 食品の安全に関する法律や制度について、次の選択肢のうちから**正しくないもの**を一つ選んでください。（2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P37～39参照） *

- ☐ 食品表示法は、「食品衛生法」、「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した法律である。
- ☒ 「食品安全基本法」は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的としている。
フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.38参照
- ☐ 食品用器具・容器包装には、規格や製造の基準が定められている。
- ☐ 輸入食品の受け入れ窓口となる検疫所において、食品衛生監視員が輸入食品の監視指導にあたっている。
- ☐ 国内に流通する食品は、各都道府県等が作成した食品衛生監視指導計画に基づき、収去（抜き取り）検査を実施し、安全性の確認をしている。

✓ 正解 5/5 点数

18. 次の選択肢のうち、食品表示基準により「特定原材料」として表示が義務付けられているものを一つ選んでください。（2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P41参照） *

- ☐ りんご
- ☐ もも
- ☒ くるみ

フィードバック:2026年度愛知県消費生活モニターのしおり P.41参照

☐ マカダミアナッツ

☐ さば

✓ 正解 5/5 点数

19. 生鮮食品の原産地表示に関する次の1～5の記述の中で、その内容が**最も不適切なもの**を一つ選んでください。（「知っていますか？～正しい食品表示～」、「だれでも簡単！食品表示」参照）*

☐ 農産物は、輸入品の場合、原産国名に代えて一般的に知られている地名での表示も認められている。

☐ 畜産物は、輸入品の場合、原産国名に代えて一般的に知られている地名で表示することは認められていない。

☒ 水産物は、輸入品の場合、原産国名に代えて水域名での表示も認められている。

フィードバック:知っていますか？～正しい食品表示～ P.1 参照 だれでも簡単！食品表示 P.4 参照

☐ 国産の畜産物の場合、原産地は「国産」のみの表示も認められている。

☐ 国産の農産物の場合、原産地を「国産」のみ表示することは認められていない。

✓ 正解 5/5 点数

20. 加工食品の表示について、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（インストア加工等）であっても**省略できない事項**を、次の1～5の中で一つ選んでください。（「だれでも簡単！食品表示」参照）*

☐ 原材料名

☐ 内容量

☐ 原料原産地

☒ 保存の方法

フィードバック:だれでも簡単！食品表示 P.7 参照

☐ 食品関連事業者

✓ 正解 5/5 点数

21. 2023年度の食品ロス量の1日一人当たりの換算値について、次の選択肢のうちから正しいものを一つ選んでください。（「農林水産省 公表資料（食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢）」参照）*

☐ どんぶり1杯分（250g程度）

☐ おにぎり 2 個分 (200g 程度)

☐ お茶碗 1 杯分 (150g 程度)

☒ おにぎり 1 個分 (100g 程度)

フィードバック:

農林水産省 公表資料 (食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢) 参照 2023 年度の食品ロス量は 464 万トン
国民 1 人の 1 日当たりの食品ロス量は 102g

☐ 切り餅 1 個分 (50g 程度)

✓ **正解** 5/5 点数

22. 「環境に優しい食生活」につながる取組について、次の選択肢のうちから、ふさわしくないものを選んでください。(「あいちエコ食スタイル今日から始める 20tips」参照) *

☐ 地元でとれた食べ物や旬の食べ物を積極的に使う。

☐ 買い物前にあらかじめ食品の在庫を確認する。

☒ 賞味期限が経過した食材は、すぐに廃棄する。

フィードバック: あいちエコ食スタイル今日から始める 20tips p4

☐ 使い切れなかった肉や魚などは、すぐに使わない場合、小分けして冷凍する。

☐ 外食時には食べきれだけの量を注文する。

回答を保存して、情報を保存してください。

回答を保存する

Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoft は、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取り扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。

Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)

このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。 | [消費者の健康に関するプライバシー](#) | [利用規約](#)